

常務理事	事務局長	事務局次長	課長	課長補佐	担当者

## 健康保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届

◎記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。  
 ◎申出をする方は、太枠部分を記入し、事業主あて提出してください。  
 ◎「※」印欄は、記入しないでください。

①健康保険証の記号		②健康保険証の番号		給与締切日	15日	給与翌月	末日	
1	2	3	4	56				
⑦年金手帳の基礎年金番号				①被保険者の氏名		③被保険者の生年月日		⑦種別
(フリガナ) ケンポ				(氏) 花子		(名) ハナコ		昭5年 月 日
(フリガナ) ケンポ				(氏) 健保		(名) 花子		平7年 月 日
⑤養育する子の氏名				④養育する子の生年月日		⑥産前産後休業を終了した年月日		⑧従前の標準報酬月額
(フリガナ) ケンポ				(氏) 健保		(名) イチロウ		平 年 月 日
(フリガナ) ケンポ				(氏) 健保		(名) 一郎		令和 年 月 日
報 酬 月 額				支払基礎日数 17日以上月の報酬月額の総計		④改定年月		⑨備考 〔遡及支払額 昇(降)給差の月額 昇(降)給月〕
⑦算定対象月の 報酬支払基礎日数	⑦通貨による ものの額	⑧現物による ものの額	⑨合計	④改定年月		⑨備考		
6月15日	000,000円	0円	000,000円	0年0月	0円		0円	
7月30日	000,000円	0円	000,000円	⑩平均額	⑪修正平均額		0円	
8月31日	000,000円	0円	000,000円	円		年 月		
※⑤決定後の標準報酬月額				⑫産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始していませんか。				<input checked="" type="checkbox"/> 開始していません <input type="checkbox"/> 開始しました
健	千円			申出される被保険者の方が記入(☑)してください。				
厚	千円			(注) 産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始した場合は、当該申出はできません。				

上記のとおり被保険者から申出がありましたので提出します。

令和 〇年〇月〇日提出  
〒170 - 1234

事業所所在地 **東京都豊島区〇〇2-3-4**

(事業主) 事業所名称 **〇×歯科医院**

事業主氏名 **〇〇 〇〇**

電話番号 ( **03** ) **0000 - 0000**

健康保険法施行規則第38条の3及び厚生年金保険法施行規則第10条の2の規定による申出をします。

令和 〇年〇月〇日提出  
〒170 - 1234

住所 **東京都豊馬区〇〇1-2-3**

(申出人) 氏名 **〇〇 〇〇**

電話番号 ( **03** ) **0000 - 0000**

社会保険労務士記載欄
氏名等

- - - - - 受付日付印 - - - - -

## 【記入上の注意】

申出をする方は、太枠部分を記入し、事業主あて提出してください。

※産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している場合は、申出できません。

## 【記入の方法】

1. ③の年号は、該当する数字を○印で囲んでください。

生年月日は、たとえば昭和57年11月7日の場合は、「

昭	5	年		月		日	
平	7	5	7	1	1	0	7

のように記入してください。

2. ⑦の種別は、次の該当する数字を○印で囲んでください。

2：女子

6：厚生年金基金の加入員である女子

3. ④は、養育する子の生年月日を記入してください。

たとえば平成26年6月30日生まれの場合は、「

平成		年		月		日
7	2	6	0	6	3	0

のように記入してください。

4. ⑦欄には、報酬のうち、臨時に受けたもの及び年3回以下で支払われるもの以外のもので、通貨で支払われた賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けた、すべてのものの額を、それぞれ該当の欄に記入してください。

5. ⑨欄には、報酬のうち、食事、住宅、被服など通貨以外のもので支払われたものについて、健康保険法第46条又は厚生年金保険法第25条の規定によって厚生労働大臣及び健康保険組合が定めた価額によって算定した額を、それぞれの該当の欄に記入してください。

6. ⑩欄には、⑨欄の額を報酬支払の基礎となった日数17日以上月の数で除して得た額を、記入してください。

7. ⑪備考欄の「遡及支払額」には算定対象月内に支払われた通常給以外の報酬を、「昇(降)給差の月額」には昇(降)給により増(減)された額の月額を、「昇(降)給月」には昇(降)給又は遡及分の支払が行われた月を、それぞれの該当の欄に記入してください。

## 【お知らせ】

### 3歳未満の子を養育する厚生年金保険被保険者の標準報酬月額の特例について

3歳未満の子を養育する期間の標準報酬月額が、その子を養育することとなった月の前月（その月以前1年以内に被保険者であった月のうち、直近の月）の標準報酬月額（従前標準報酬月額）を下回る場合には、年金の額の計算の特例措置が設けられています。

被保険者が申出をした場合、3歳未満の子を養育する期間のうち、従前標準報酬月額を下回った月は、実際の標準報酬月額かわりに、従前標準報酬月額を用いて、将来、年金の額が計算されます。ただし、申出をした月より前の期間については、申出が行われた月の前月までの2年間が対象になります。

この特例に関する手続きは、被保険者の方が「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」に必要書類を添えて提出することになります。